

5歳児健康診査について（新規事業）

1. 目的

5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

2. 対象者

年度で5歳になる児（年中児）約5,000人

3. 本市における5歳児健康診査実施の検討状況

令和5年12月	こども家庭庁通知 「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」 5歳児健康診査実施体制整備について示される。
令和6年度	国の提示した健康診査方式の検討 ①集団健診方式 ②巡回方式 ③園医方式 ①②③の健診体制について医師会及び関係機関との協議 ↓ 本市の1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の状況 1歳6か月児及び3歳児健診 年間各75回（日曜日健診含む） 集団健診+内科個別健康診査を組み合わせて実施 本市の年少人口に対する小児科医不足の現状 ↓ 「本市の5歳児人口規模では健診会場の確保や医師等専門職の確保が困難」
6月	こども家庭庁 「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金Q&A」 「今後2～3年を目処に、対象となる幼児すべてに5歳児を実施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業において、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児を対象に健診を実施することも差し支えない」 ↓

	<p>二段階方式の検討</p> <p>一段階目：5歳児全数に対して質問票を送付し、回答依頼。</p> <p>二段階目：回答内容により抽出された対象者に対して、集団健診を実施を想定</p>
令和7年4月 8月	<p>こども家庭庁 成育局母子保健課 訪問</p> <p>5歳児健康診査実施に向けての二段階方式の恒久的な実施を求めた。</p> <p>こども家庭庁 「令和7年度母子保健衛生費国庫補助金に係るQ&A（一部改正）について」</p> <p>「対象となる年齢の幼児全てに、発達相談や巡回相談等による聞き取りやアンケート等を組み合わせて実施等（一段階目）したうえで、医師の関与のもと発達等に課題があると考えられた幼児を対象に医師が診察する健診（二段階目）（以下「二段階方式」という）」を行うことも差し支えない」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本市が想定していた二段階方式が恒久的に認められた。</p>
令和8年度7月頃 秋～冬頃	<p>5歳児全数に対して、質問票を送付開始。</p> <p>質問票で抽出された5歳児に対して、集団健康診査実施予定</p>

4. 令和8年度より実施の5歳児健康診査について

- (1) 対象者
 - 一段階目 約5,000人の5歳児全数に対して質問票送付
 - 二段階目 質問票で抽出された児や未就園児等の対象約500人に
対して集団健診を実施
- (2) 集団健診回数 年8回
- (3) 集団健診会場 中央、東部、北部、西部保健センター
- (4) 集団健診内容 問診、身体計測、医師診察、その他専門相談等
- (5) 健診事後のフォローアップ体制
こども発達相談センター等の各関係機関と連携